

資料編

資料編 目次

江南市環境基本計画 諮問・答申	66
江南市環境基本条例	70
市の環境	74
環境に関する意識調査結果の概要	86
用語集	95

江南市環境基本計画 諮問・答申

<諮 問>

23江環第379号
平成23年10月18日

江南市環境審議会
会長 楓 健 年 様

江南市長
堀 元

江南市改訂環境基本計画(案)について(諮問)

江南市改訂環境基本計画(案)について、江南市環境基本条例第21条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

<答 申>

平成23年12月6日

江南市長 堀 元 様

江南市環境審議会
会長 楓 健 年

江南市改訂環境基本計画(案)について(答申)

平成23年10月18日付け23江環第379号で諮問のありました「江南市改訂環境基本計画(案)」について、本審議会では慎重に審議した結果、別添のとおり、とりまとめましたので答申します。

本計画は、望ましい環境像を「みんなでつくる持続可能で快適な生活環境都市」と掲げ、4つの環境目標と14の基本的取り組みを設定し、江南市の快適な環境を市民、事業者、市のそれぞれが、みんなでつくりあげる計画として妥当であるとの結論に達しました。

また、望ましい環境像を実現するため、下記のことには配慮し、適切な措置を講じられることを求めます。

記

- 1 望ましい環境像の実現に向けて、市民、事業者、市が協働して、それぞれが地域の主役となって快適な生活環境都市をつくり上げることができるよう、市は、環境情報の共有に努め、その体制の充実を図ること。
- 2 市は、計画を確実に推進するため、進行管理を適切に行い、市を取り巻く環境状況や市民ニーズの変化、計画の進捗状況に応じて、目標・指標・取り組み内容等の見直しを行うこと。
- 3 市は、市民、事業者には計画の概要版等を配布するなどして、改訂環境基本計画の普及・啓発・推進に努めること。

別添 「江南市改訂環境基本計画(案)」

<委員名簿>

江南市環境審議会委員名簿

平成23年10月18日現在

区 分	氏 名	所 属 等
学識経験	◎楓 健年	江南市廃棄物減量等推進協議会 特別委員会委員長
	木内 清美	愛知江南短期大学 生活総合学科教授
	太田 立男	環境省環境カウンセラー
	○川口 邦彦	NPO法人トンボと水辺環境研究所 理事長
各種団体の 代表	福田 直樹	江南青年会議所 理事長
	戸田 清徳	江南市小中学校長会 江南市立西部中学校長
	伊藤 鶴吉	江南市私立幼稚園協会 会長
	後藤 昭辞	江南市花卉園芸組合 組合長
	藤田 泰雄	NPO法人江南フラワーズ 理事長
	岩井喜美子	江南生活環境を良くする会 会長
一般公募	望月 晴夫	一般公募
	黒岩 義光	一般公募
行政機関	平松 正三	愛知県尾張県民事務所 環境保全課長

◎は会長 ○は副会長

※任期:平成22年11月18日から平成24年11月17日まで

＜会議の経過＞

環境審議会の開催日と議題

開催日	回	主な議題
平成23年10月18日	第1回	「江南市改訂環境基本計画」(案)の諮問について 「江南市環境基本計画」の改訂について 「江南市改訂環境基本計画」(案)について
平成23年11月7日	第2回	「江南市改訂環境基本計画」(案)について
平成23年11月24日	第3回	「江南市改訂環境基本計画」(案)について 「江南市改訂環境基本計画」(案)の答申について
平成23年12月6日	-----	答申(会長、副会長)



△平成23年12月6日に行われた楓会長、川口副会長から堀市長への答申の様子です。

江南市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 基本的施策(第7条—第10条)

第3章 総合的推進のための施策(第11条—第14条)

第4章 効果的推進のための施策(第15条—第19条)

第5章 江南市環境審議会(第20条—第25条)

附則

江南市は、木曾川の恩恵と肥沃な土壌に恵まれて、水と緑が豊富な地として、豊かな自然環境のもと、先人の絶え間ない努力により発展を遂げてきた。

しかしながら、今日の都市の繁栄は大量の資源やエネルギーの消費をもたらすこととなり、環境への負荷が増大し、身近な自然も減少させながら社会経済活動や日常生活を営んできた。

今日の環境問題が、地域のみにとどまらず地球規模の広がりをもたらし、ますます複雑、多様化する中で、これまで以上に環境への配慮を基本とした都市づくりを、総合的に推進していくことが、私たちに強く求められている。

すべての市民は、安全かつ健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない環境の恵みを享受する権利を有するとともに、このかけがえのない地球の環境の恵みを将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

私たちはこのような認識の下に、地球の環境を守るため、環境の尊さに目覚め、環境に対し調和と節度の心をもって、行動しなければならない。このために、より一層英知を傾け、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に努め、環境にやさしく快適でうるおいに満ちた江南市を実現していくため、この条例を制定するものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全等は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全等に関する行動が、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に行われるようになることによって、持続的に発展することが可能な社会が構築されることを旨として推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全等に関する施策を策定及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を策定及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(快適な環境の確保)

第7条 市は、水辺の整備、都市の緑化、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を体系的に図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、動植物の生育環境等に配慮することにより、森林、農地、河川等における自然環境を適正に保全及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、公園、緑地、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全等に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めるものとする。

(公害の防止及び廃棄物の減量等)

第8条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の減量、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第9条 市は、地球環境の保全のため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関して必要な施策を推進するものとする。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第10条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての関心と理解を深め、又はこれらの者による自発的な環境の保全等に関する活動の促進に資するため、環境教育を充実し、及び環境学習が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 総合的推進のための施策

(環境基本計画の策定)

第11条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、江南市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する目標

(2) 環境の保全等に関する施策の基本的方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映する措置をとるとともに江南市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画の実施に当たっての措置)

第12条 市は、前条の環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の策定等と環境基本計画との整合)

第13条 市は、自らの施策を策定又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めなければならない。

(年次報告書の作成、公表等)

第14条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第4章 効果的推進のための施策

(開発事業等に係る環境への配慮の推進)

第15条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりその事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供及び市民等の意見の反映)

第16条 市は、環境の状況その他の環境の保全等に関する情報を適切に提供するとともに、環境の保全等に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究)

第17条 市は、環境の状況の把握並びに環境の保全等に関する施策の推進に必要な調査及び研究に努めるものとする。

(市民等の自主的活動の促進)

第18条 市は、市民及び事業者が自主的に行う再生資源の回収活動、環境美化活動その他の環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(国、他の地方公共団体等との協力)

第19条 市は、環境の保全等を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

第5章 江南市環境審議会

(設置)

第20条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、江南市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 21 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的かつ重要な事項

(組織)

第 22 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

- 2 委員は、環境問題について学識経験のある者、各種団体を代表する者等のうちから市長が任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。
- 5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 23 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長を務める。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、調査審議を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 24 条 審議会の庶務は、生活産業部環境課において処理する。

(委任)

第 25 条 第 20 条から前条までに定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日において、現に江南市環境審議会委員の身分を有する者は、この条例の規定に基づき任命された委員とみなす。

(江南市環境審議会条例の廃止)

- 3 江南市環境審議会条例(平成 12 年条例第 35 号)は、廃止する。

附 則(平成 19 年 12 月 25 日条例第 25 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

市の環境

1. 社会環境

1.1 市の位置及び沿革

本市は濃尾平野の北部、清流木曾川の南岸に位置し、東西 6.1km、南北 8.8km、面積 30.17km²のまとまりやすい市域です。また、名古屋市から 20km 圏にあり名鉄犬山線により約 20 分で結ばれているなど利便性が高いことから、ベッドタウンとして都市化が進み、愛知県尾張北部の主要都市となっています。

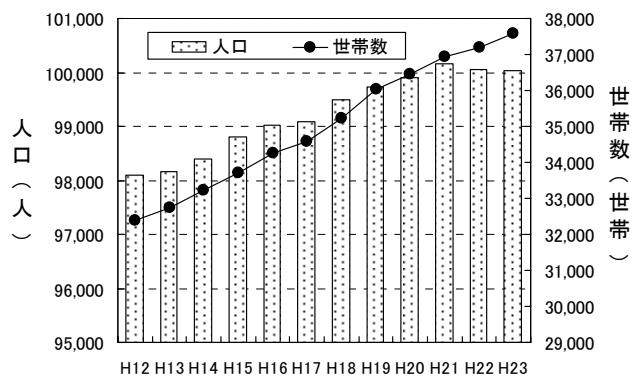
昭和 29 年 6 月 1 日に丹羽郡古知野町・布袋町、葉栗郡宮田町・草井村の 4 か町村の合併により江南市が発足しました。

1.2 人口

本市の人口は着実に増加を続けておりましたが、平成 21 年をピークに減少し始めました。平成 23 年 4 月 1 日現在で 100,029 人です。

一方世帯数の増加傾向は続いていることから、1 世帯当たりの人口が減少しています。1 世帯当たりの人口は最も多い草井地区で 2.9 人、最も少ない藤ヶ丘地区で 2.1 人と、地区により差がみられます。

本市の平成 17 年の昼夜率(昼間人口÷夜間人口×100)は約 84%で、夜間の人口より昼間の人口が少ないベッドタウンといえます。

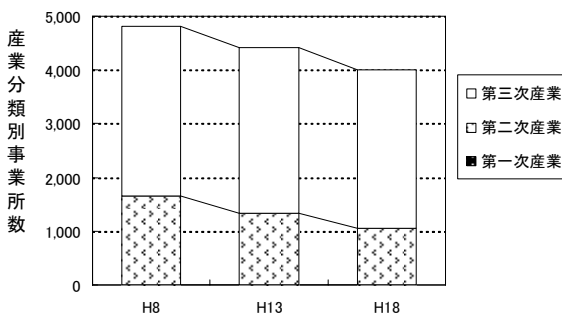


資料：「こうなんの統計」(各年 4 月 1 日現在)

● 人口・世帯数の推移

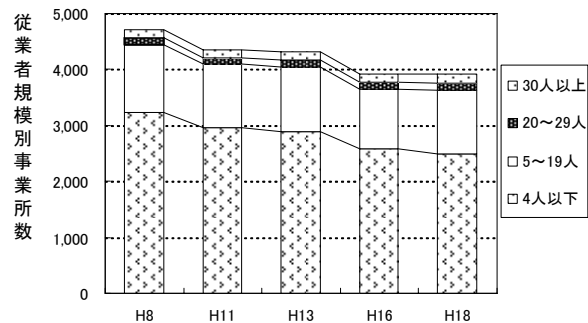
1.3 産業

本市の事業所数は、減少傾向にあります。事業所の 70%以上が第三次産業で、製造業を中心とする第二次産業が約 25%となっています。農業などの第一次産業の事業所はわずかです。第三次産業の事業所は主に卸売・小売店、飲食店、サービス業です。また、従業員数 4 人以下の小規模の事業所が全体の事業所のおよそ 6 割となっています。



資料：「こうなんの統計」(各年 10 月 1 日現在)

● 産業分類別事業所数の推移

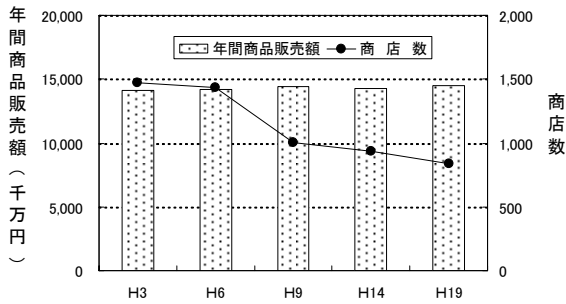


資料：「愛知県統計年鑑」(各年 10 月 1 日現在)

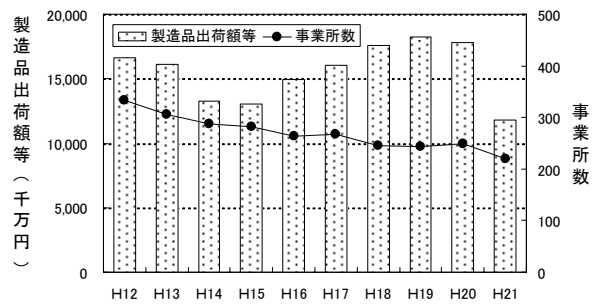
● 従業者規模別事業所数の推移 (民間)

商業では、年間商品販売額は、横ばい傾向ですが、商店数は減少しています。

工業では、製造品出荷額等は平成 15 年から増加傾向でしたが、平成 21 年に大きく減少しました。事業所数は平成 12 年から減少傾向が続いています。



資料:「こうなんの統計」(各年 6 月 1 日現在
(平成 3 年、平成 6 年は 7 月 1 日現在))



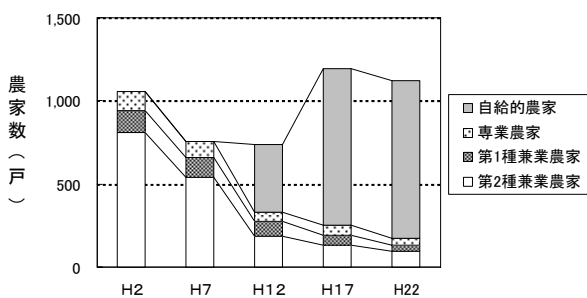
資料:「こうなんの統計」(各年 12 月 31 日現在)

● 商業の年間商品販売額・商店数の推移

● 工業の製造品出荷額等・事業所数の推移

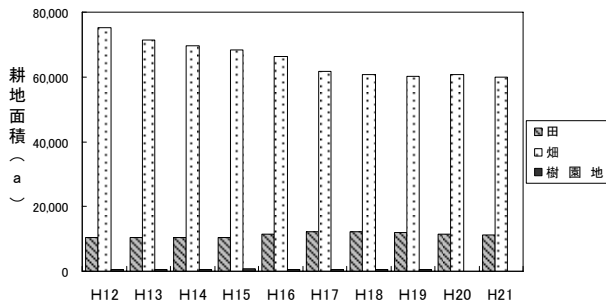
農業所得のある専業農家、第1種兼業農家、第2種兼業農家は、減少傾向にあり、特に第2種兼業農家は大きく減少しています。その一方で、平成 12 年から平成 17 年にかけて、自給的農家(経営耕地面積 30a 未満かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家)が増加しています。

耕地面積のおよそ8割を占めている畑の面積は、減少傾向にありましたが、近年は横ばい傾向となっています。



資料:「こうなんの統計」(各年 2 月 1 日現在)

● 農家数の推移



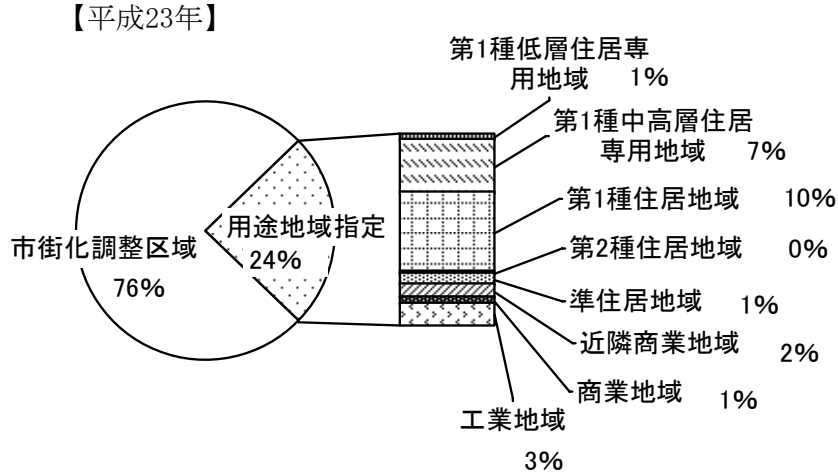
資料:「こうなんの統計」(各年 8 月 1 日現在)

● 耕地面積の推移

1.4 土地利用

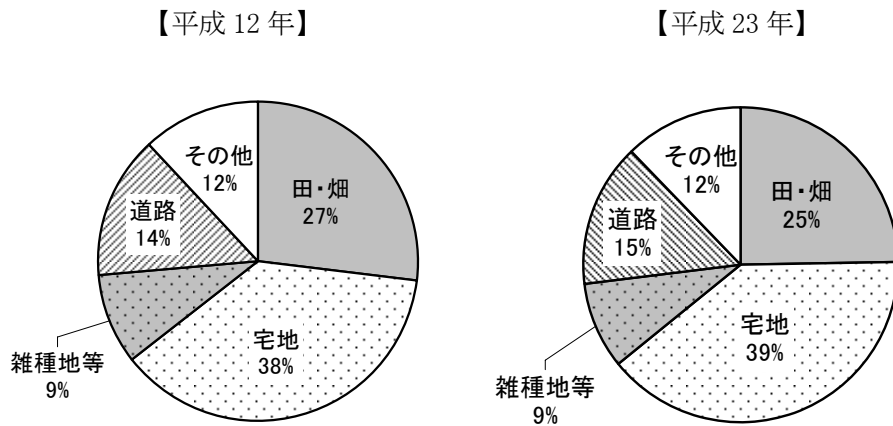
本市は全域が都市計画区域に指定されており、そのうち約 24%にあたる 734ha が市街化区域であり、用途地域が指定されています。用途地域は主に市中心部に分布しており、第1種住居地域と第1種中高層住居専用地域が市域の約 17%を占めています。

平成 23 年は、平成 12 年より、田・畑が2%減少し、宅地が1%増加しています。



資料:「こうなんの統計」(4月1日現在)

● 用途地域別面積の割合



資料:「こうなんの統計」(各年1月1日現在)

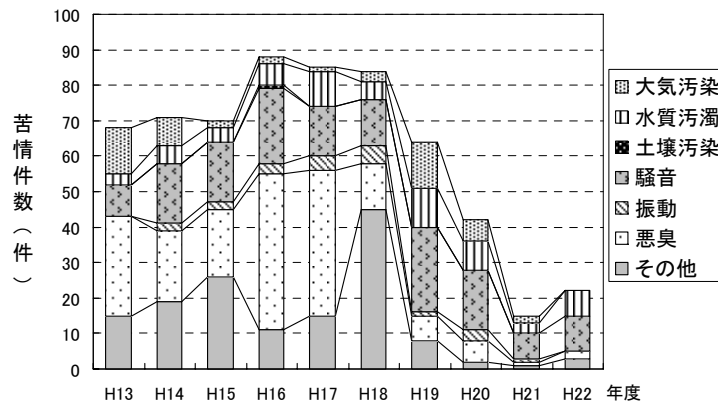
● 土地の利用状況の比較

2. 生活環境

2.1 公害

(1) 苦情件数

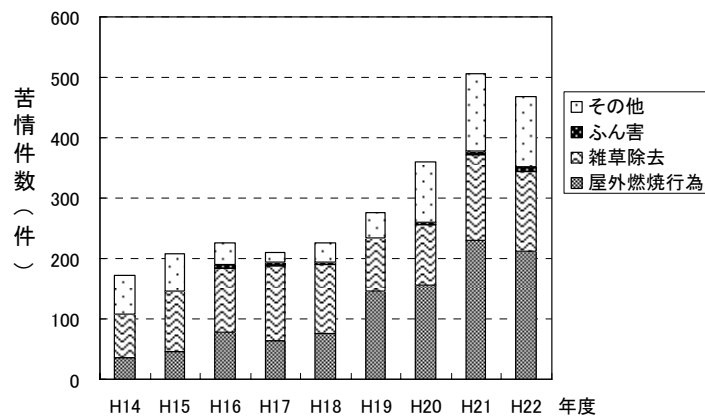
主に悪臭、騒音の苦情が多くありました。平成 13 年度以降、公害に関する苦情はおよそ 70～90 件程度で推移していましたが、平成 19 年度以降、減少傾向が強まり、平成 22 年度は 22 件でした。



資料:「こうなんの統計」

● 公害苦情件数の推移

最近では、屋外燃焼行為、雑草除去、ふん害などの典型7公害(大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、土壌汚染)以外の苦情が多くなっています。近年は、屋外燃焼行為に関する苦情が、約半数を占めています。



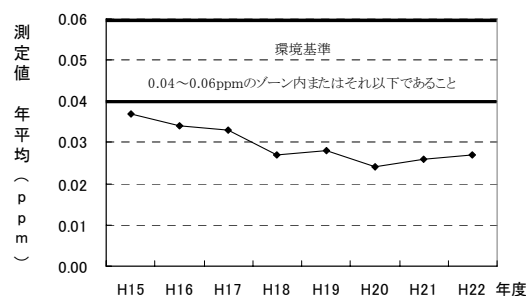
資料:「こうなんの統計」

● 生活環境苦情件数の推移

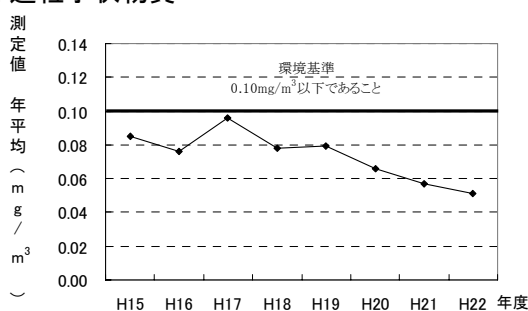
(2) 大気

古知野町花霞の調査結果では、光化学オキシダントが、平成 15 年度から平成 22 年度まで、1 時間値の最大値が環境基準を超えていました。二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境基準を充たしていません。

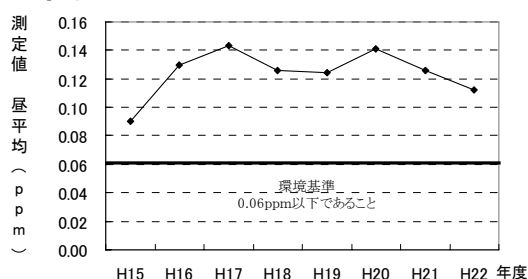
▼ 二酸化窒素



▼ 浮遊粒子状物質



▼ 光化学オキシダント



資料:「愛知県大気汚染調査結果」

● 大気汚染物質の推移

(3) 水質

平成 22 年度の測定では、主要河川のうち青木川と般若川(般若用排水路)、日光川で BOD が環境基準を超えることがありました。

水質汚濁の要因として考えられるのが、家庭からの生活排水です。環境省の一般廃棄物処理実態調査結果によれば、平成 21 年度の水洗化率(総人口に占める下水道及び浄化槽等の人口)は、全国が 91.5%、愛知県が 96.9%であるのに対し、江南市は 88.2%と高くありません。浄化槽人口のうち半数が単独処理浄化槽であることから、人口の約半数の生活排水が未処理となっていることになります。

その対策として市では公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及を図るとともに市民一人ひとりの生活排水に対する理解と協力が不可欠であることから、環境フェスタ江南において、啓発コーナーを設けてリーフレットや水切り袋など啓発資材の配布を行い、市民への協力を呼びかけています。

(4) 騒音

平成 22 年度に市内 15 地点で実施した昼間の環境騒音の測定結果は、すべての地点で環境基準を充たしていました。

(5) 悪臭

最近の傾向として、家庭生活における浄化槽からの悪臭の苦情が多くなってきています。これらは、浄化槽の清掃や定期的な点検を怠ったため、機器が故障などを起こし、側溝に汚物が流出したものとされます。

平成 14 年 12 月より、法の構造基準に適合しない家庭用小型焼却炉等による廃棄物の焼却が法律で禁止となり、市も平成 15 年 10 月に江南市屋外燃焼行為の防止に関する条例を施行して、屋外での焼却行為を制限していますが、剪定枝や畑で栽培した作物のごみ及び雑草の焼却による悪臭の苦情が増加しています。

(6) 地盤沈下

平成 22 年の尾張・名古屋市地域の観測結果によると、本市では地盤沈下が観測されませんでした。その他の地域の 19 地点で沈下が見られました。

地盤沈下は、地下水位に最も影響されやすいため、これ以上進行させることなく、かつ、安定的な地下水利用が図られるよう地下水の揚水規制、代替量の確保・供給などを積極的に継続実施します。また、引き続き監視・観測を実施し、適切な情報を提供します。

(7) ダイオキシン類

愛知県では、ダイオキシン類による環境汚染の状況を把握するために、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気環境、水環境及び土壌環境のダイオキシン類濃度を調査しています。平成 22 年度に名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、及びその他県内 15 市町で実施された環境調査の結果によると、大気・土壌環境では、すべての調査地点で環境基準を達成しましたが、公共用水域の水質 5 地点で環境基準を超過しました。

2.2 廃棄物の状況

(1) ごみ処理の概要

全市域を処理区域として、家庭から出るごみを中心に、処理を行っています。

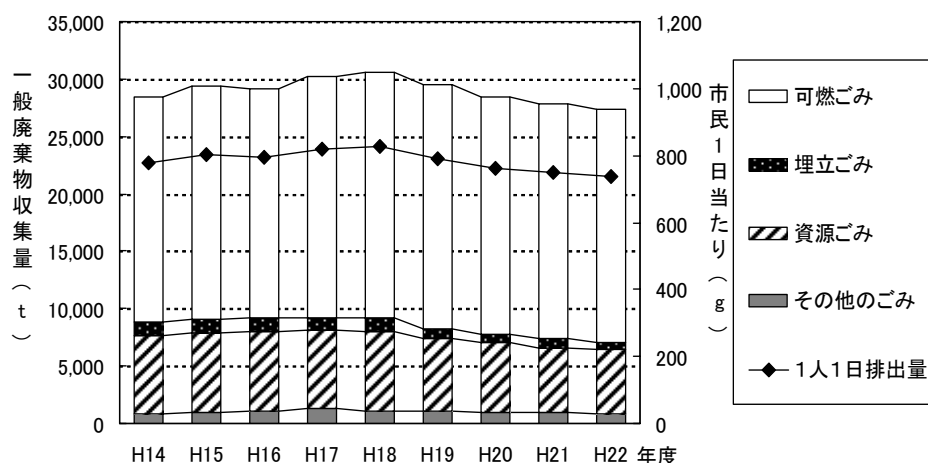
可燃ごみは、一部事務組合の焼却処理施設（環境美化センター）で焼却・減量化し、さらに焼却後の残りかすの中から鉄類を回収し、残りを組合の最終処分場などで埋立処分しています。可燃性の中型ごみ及び粗大ごみについては、主に環境美化センターで破碎して鉄類と可燃物に分類し、鉄類は回収し資源化、可燃物については一部を焼却処理しています。

埋立ごみは、市収集ごみの一部を手作業により選別後、市破碎処理施設で破碎すると同時

に鉄類と可燃物を抜き出して資源化や焼却を行うことで、減量化を図っています。資源ごみは、空き缶類、空きびん類、紙類、布類、鉄類、ペットボトル、トレイ、発泡スチロール、プラスチック製容器包装類、プラスチック類、特別ごみ、廃食用油を回収してリサイクルを行っています。

(2) ごみ排出量

ごみ収集量は、平成 19 年度から減少傾向にあります。市民1日当たりの排出量も減ってきています。ごみの内訳では約 70%以上が可燃ごみで、約 20%が資源ごみとなっています。



注 1：その他のごみは、粗大可燃ごみ、中型可燃ごみ、粗大不燃ごみ、中型不燃ごみを含む。

注 2：平成 18 年度からプラスチック類及び特別ごみは資源ごみに集計した。

資料：「平成 23 年度 清掃事業概要 (平成 22 年度実績)」

● 一般廃棄物収集量の推移

(3) ごみ減量化への取り組み

平成 24 年3月現在、市内 251 か所のごみ収集ステーションに回収用コンテナなどを配置し、24 種類に細分化して分別収集を実施しています。

毎年ごみ減量「57 運動」(1日1人当たり 57gの減量)を展開し、ごみの減量に取り組んでいます。環境フェスタ江南の開催では、ごみ減量及び環境問題を全市的な取り組みとしてさらに強力に推進しています。

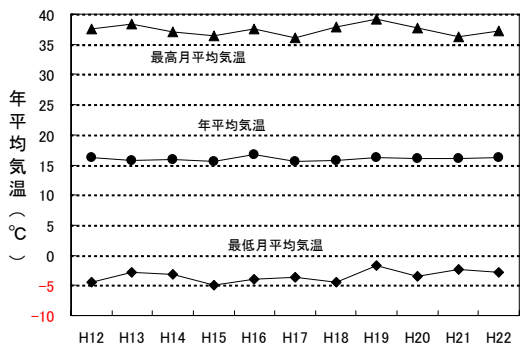
プラスチック製容器包装類の分別収集の開始、廃食用油の回収、市内の 26 店舗レジ袋の有料化、剪定枝などのチップ化、化粧品の瓶(乳白色の瓶を除く)の回収など、年々ごみ減量化への取り組みが進んでいます。

3. 自然環境

3.1 気象

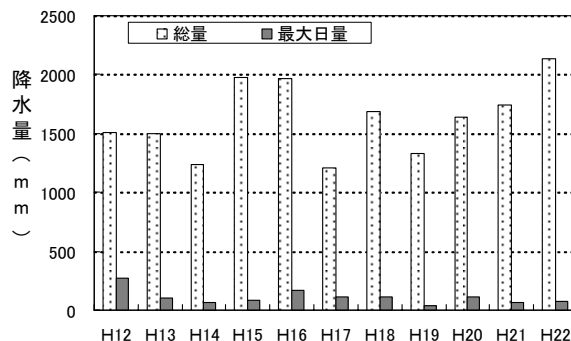
平成 22 年の年平均気温は 16.3℃でした。気温の推移を見ると、最高月平均気温、最低月平均気温は、多少の変動があるものの、ほぼ横ばい傾向です。

平成 22 年の総降水量は 2,137mm でした。毎年変動していますが、おおむね 1,500mm 前後の降水量になっています。



資料:「こうなんの統計」

● 平均気温の推移



資料:「こうなんの統計」

● 降水量の推移

3.2 生物多様性

平成4年(1992年)、ブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議(地球サミット)に合わせ「気候変動に関する国際連合枠組条約」(気候変動枠組条約)と「生物の多様性に関する条約」(生物多様性条約)が採択されました。わが国は、平成5年(1993年)5月に18番目の締約国として「生物多様性条約」を締結し、条約は同年12月に発効しました。平成23年4月現在の締約国数は193か国となっています。この条約は、熱帯雨林の急激な減少、種の絶滅の進行への危機感、さらには人類存続に欠かせない生物資源の消失の危機感などが動機となり、生物全般の保全に関する包括的な国際枠組みを設けるために作成されたものです。同条約の目的には「生物多様性の保全」及び「その持続可能な利用」に加えて、開発途上国の強い主張を背景に「遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分」が掲げられました。

生物多様性とは、生物たちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生物は40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生物が生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

平成22年(2010年)10月には愛知県名古屋市でCOP10が開催され、インドのハイデラバードで開催されるCOP11(2012年)までわが国がCOP議長国を務めることが決定しました。、地球規模で生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するため、わが国は国際的なリーダーシップをとっています。COP10を契機として、生物多様性の保全と持続可能な利用を、さまざまな社会経済活動に組み込み、多様な主体が行動する社会の実現に向けた以下のような国内施策を充実・強化していきます。

- ・生物多様性の社会における「主流化」の促進
- ・地域レベルの取り組みの促進・支援
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の保全施策の充実
- ・海洋の保全・再生の強化
- ・自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取り組みの推進

3.3 緑地・緑化

江南市緑の基本計画(平成 23 年3月)によると、本市の都市公園の面積は 35.30ha となっております。平成 22 年4月1日現在、市民1人当たりの都市公園面積は、3.47m²であり、これは全国平均 9.66m²、県平均 7.29m²(国、県とも平成 21 年度末)を大きく下回っています。

公共施設緑地の面積は、都市計画区域で 34.60ha となっており、そのうち市街化区域内が 15.28ha、市街化調整区域内が 19.32ha となっています。民間施設緑地の面積は、都市計画区域で 29.09ha となっており、そのうち市街化区域内が 14.05ha、市街化調整区域内が 15.04ha となっています。

まちの緑化に向けて、建築物の屋上や敷地内の空き地などを緑化するための整備(緑化施設整備)や花いっぱい運動などを推進しています。

3.4 交通

(1) 公共交通機関の利用

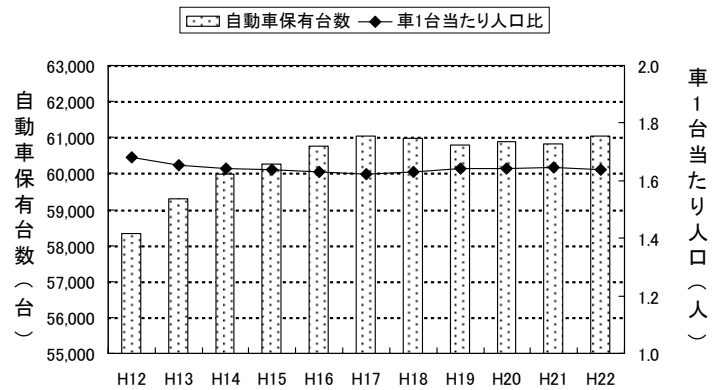
公共交通機関としては、名鉄の電車・バスが営業しています。電車については、名鉄犬山線の特急が停車する江南駅と急行が停車する布袋駅があり、名古屋方面などへの広域的な足となっていますが、利用客は減少傾向にあります。バスについては、平成 24 年3月現在、名鉄バス7路線と大口町コミュニティバス2路線が運行されています。平成 16 年度からは、市内の公共交通機関の不足を補うため、タクシーを利用した「いこまいCAR」の本格運行を開始しています。

(2) 自動車利用

自動車保有台数は平成 12 年から平成 17 年までは、増加傾向にありましたが、平成 17 年以降、横ばい傾向となっており、おおむね 1.6 人で1台を所有していることになります。

都市計画道路は、23 路線、総延長 51,780m が計画決定されており、整備率は約 65%となっています。道路の未整備区間は、都市計画道路では市街化区域内に多く、主要市道では市街化調整区域で多くなっています。自動車交通量は、本市草井町と岐阜県各務原市を結ぶ愛岐大橋線(主要地方道江南関線)で、平日の 24 時間交通量が 28,820 台(平成 17 年度道路交通センサス)と最も多く、混雑度も 1.61 と高い値を示しています。

- ・主要市道とは、市内交通の円滑化を図るため、昭和 47 年に定めた 17 路線をいう。
- ・混雑度とは、道路の混雑の程度を表す指標で、交通の容量に対する実際の交通量の比で示される。混雑度が 1.0 を超えると、当該道路が混んでいることを示している。



資料:「こうなんの統計」

(各年3月31日現在(軽自動車は各年4月1日現在))

● 自動車保有台数の推移

4. 地球・広域環境

4.1 資源・エネルギーの利用

資源ごみの分別区分は右記のとおり24種類です。

市内251か所(平成24年3月現在)のごみ収集ステーションに回収用コンテナなどを配置し、細分化して分別収集を実施しています。廃食用油は、上記のごみ収集ステーションとは別の場所で回収しています。

近年では、プラスチック類、剪定枝・草などの排出量が増え、紙類、空き缶・鉄類の排出量が減っています。

本市では、区・町内会に対して分別協力金を、子供会、PTA、老人クラブなどの各種団体に対して助成金を交付して支援し、ごみの減量化を進めています。

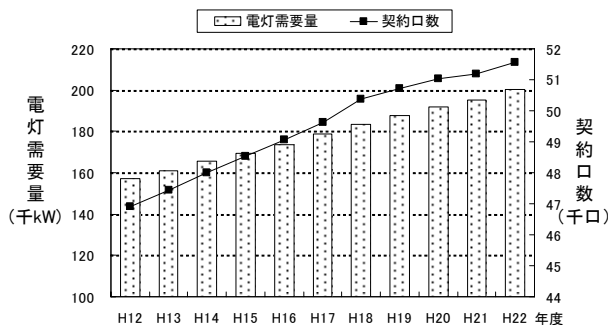
● 資源ごみの分別区分

紙類	段ボール
	新聞紙
	雑誌・雑がみ
	牛乳パック
	使用済はがき
布類	
鉄類	
空き缶類	
空きびん類	一升びん
	ビールびん
	無(白)色
	茶色
	青・緑色
黒色	
ペットボトル	
発泡スチロール製食品トレイ	
発泡スチロール	
プラスチック製容器包装類	
プラスチック類	商品そのもの(プラスチック製容器包装類、ペットボトル、トレイ、発泡スチロール以外のプラスチック類)
	テープ類(カセット、ビデオ、プリンターリボン)
特別ごみ	乾電池
	蛍光管
中型ごみ	
廃食用油	

資料：江南市環境課資料

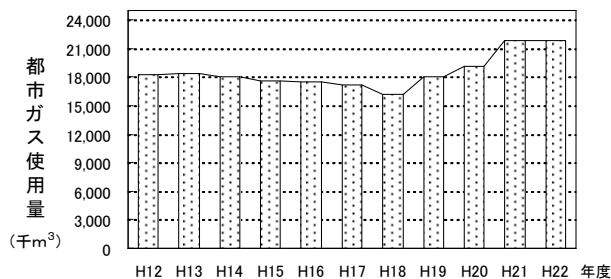
4.2 電気・ガス・上水道

電気(電灯)の需要量は、年々増加しています。都市ガスの使用量は、平成18年度以降、著しく増加しています。



資料：「こうなんの統計」

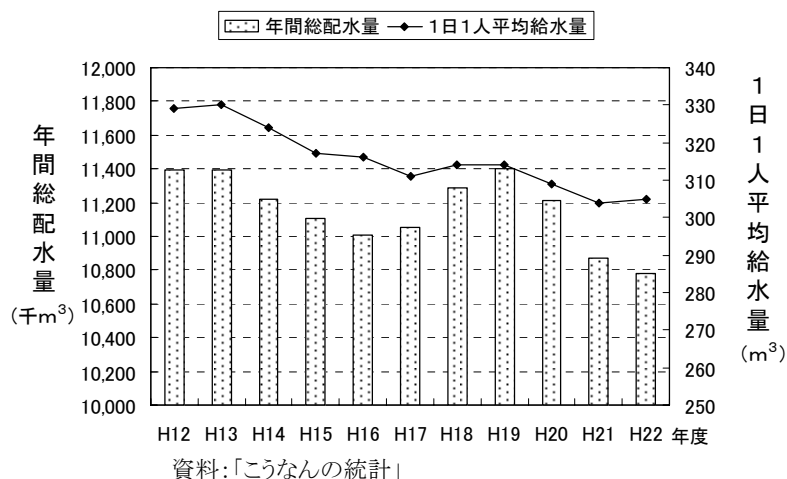
● 電灯需要量の推移



資料：「こうなんの統計」

● 都市ガス使用量の推移

上水道は、近年では年間総配水量、1日1人平均配水量ともに減少傾向にあります。



● 年間総配水量の推移

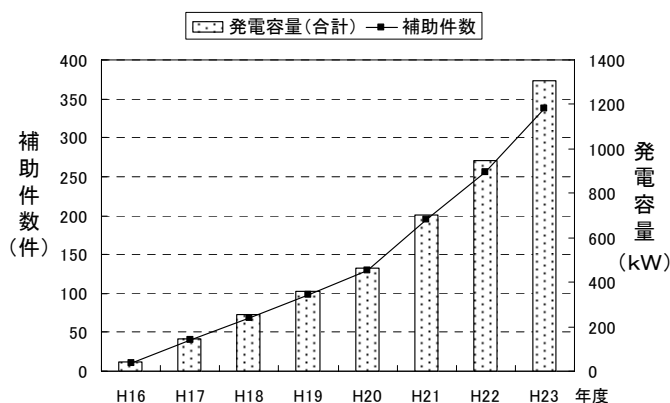
4.3 雨水の地下浸透状況

都市化が進んだ本市では、舗装面が多いことから、多量の雨水が河川や水路に一気に流れ込むことで発生する浸水被害に対応するため、小学校や公園など市内11か所の公共施設に雨水貯留浸透施設を導入しています。さらに、市民、事業者に対しては、「雨水貯留浸透施設設置費補助制度」により雨水貯留施設や雨水浸透施設などの設置を進めており、雨水浸透柵については平成22年度末までに、4,022基が設置されています。

4.4 住宅用太陽光発電システム設置費補助の状況

太陽光発電システム設置費補助件数、及び発電容量の推移を示します(累計)。

件数、発電容量ともに、年々増加しています。平成23年度までに合計338件、1,308kWとなっています。



● 太陽光発電システム設置費補助件数、発電容量の推移

4.5 地球温暖化の現状と二酸化炭素排出量

気候変動枠組条約締約国会議(COP3)の京都議定書の中で、わが国を含む先進国を中心とする附属書I国には、第一約束期間(2008～2012年の5年間)における温室効果ガスの平均排出量の目標が定められ、わが国には、基準年(平成2年(1990年))の排出量から6%削減するという目標が割り当てられました。さらに、わが国は地球温暖化対策について、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提に、中期的には温室効果ガス排出量を平成32年(2020年)までに平成2年(1990年)比25%削減する目標を掲げています。目標達成に向け、地球温暖化対策基本法の成立や、国内排出量取引、環境税、自然エネルギー買い取り制度の導入など、国内対策の検討が進められています。

平成22年(2010年)、メキシコのカンクンで開催された2013年以降の地球温暖化対策を議論する気候変動枠組条約締約国会議(COP16)は、新たな対策の骨格を「カンクン合意」として採択し、京都議定書を離脱した米国や、温室効果ガスの削減義務を負っていない中国、インドなどの新興国にも、一定の削減を初めて求め、主要排出国が参加する新しい国際体制が動き出しました。平成23年(2011年)、南アフリカ共和国のダーバンで開催されたCOP17では、京都議定書については、第二約束期間の設定に向けた合意が採択されましたが、日本、ロシア、カナダは、第二約束期間には参加しないことを表明しました。一方で、将来の枠組みについては、議定書、法的文書または法的効力を有する合意成果を平成32年(2020年)から発効させ、実施に移すとの道筋に合意しました。

日本の平成22年(2010年)度の温室効果ガスの総排出量(速報値)は、12億5,600万トン(二酸化炭素換算)であり、京都議定書の規定による基準年(1990年)度の総排出量(12億6,100万トン)を0.4%(500万トン)下回っています。また、平成21年(2009年)度と比べると3.9%(4,700万トン)の増加となっています。

環境省が平成17年度に環境自治体会議環境政策研究所に委託して、平成15年(2003年)度の温室効果ガス排出量について、全国の市町村別に推計を行いました。その結果によれば、平成15年(2003年)度の江南市の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素については約57万5千トンとなっています。

● 江南市の平成15年(2003年)度の温室効果ガス排出量推計値

部門	二酸化炭素						メタン	一酸化二窒素	フロン類
	民生家庭	民生業務	製造業	交通	農業	廃棄物			
単位	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	kg-CH ₄	kg-N ₂ O	kg-HFCs
排出量	116,836	69,053	240,669	141,905	2,588	3,680	57,222	6,802	1,144

資料:「平成17年度 地方公共団体の二酸化炭素排出量推計手法検討調査報告書」

環境に関する意識調査結果の概要

<目的>

市民、事業者の環境に対する意識の変化や取り組みの実態を確認し、計画に反映させることを目的としています。

<対象>

意識調査の対象と調査方法とスケジュールを以下に示します。

● 意識調査の対象と調査方法及びスケジュール

対 象		調査方法	スケジュール
市民	・20歳以上の市民 2,000人 ・無作為抽出	郵送による配布・回収を行いました。	発送 平成 23 年 5 月 30 日
事業所	・本市の事業所 200 件 ・業種別に抽出		回収締切 同 6 月 13 日

<回収数>

調査票の回収数を以下に示します。

● 調査票の回収数

対 象	回収数	
	配布数	
市 民	2,000	826(41.3%)
事業所	200	94(47.0%)

注:()内は回収率を示す。

<結果>

調査した結果のうち、市民、事業者による現在の環境に対する評価や、将来の環境に関すること、行動の実態に関することについて、次に示します。

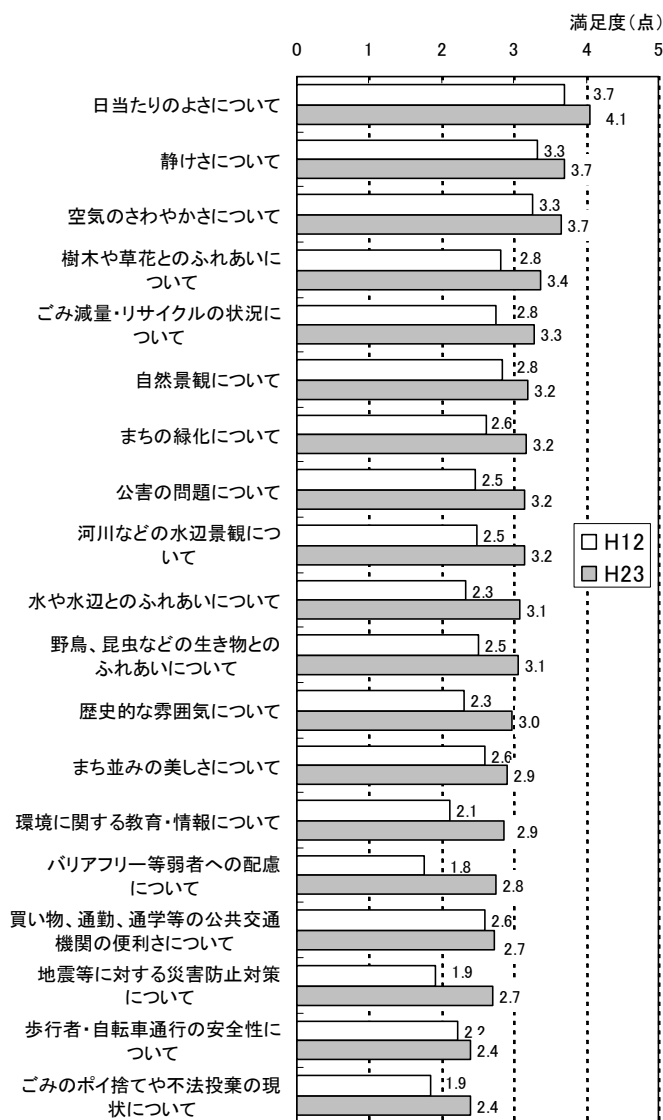
なお、平成 12 年度に実施した意識調査結果との比較については、今回(平成 23 年度)の設問内容と若干異なるため、比較可能な設問を抽出して示しています。

1. 現在の環境の満足度と重要度について

「満足」・「重要」=5点、「やや満足」・「やや重要」=4点、「どちらともいえない」=3点、「やや不満」・「さほど重要ではない」=2点、「不満」・「重要ではない」=1点として、各項目の度合いを得点化し、「満足度」・「重要度」として算出しました。

満足度が高いのは、「日当たりのよさについて」で 4.1 点、「静けさについて」、「空気のさわやかさについて」がいずれも 3.7 点でした。満足度が低いのは、「ごみのポイ捨てや不法投棄の現状について」、「歩行者・自転車通行の安全性について」でいずれも 2.4 点で、「地震等に対する災害防止対策について」、「買い物、通勤、通学等の公共交通機関の便利さについて」がいずれも 2.7 点でした。

満足度を、平成 12 年度に行った意識調査と今回(平成 23 年度)で比較すると、すべての項目において、前回(平成 12 年度)より高くなっています。「バリアフリー等弱者への配慮」、「地震等に対する災害防止対策」の回答割合が高くなったことが目立ちました。



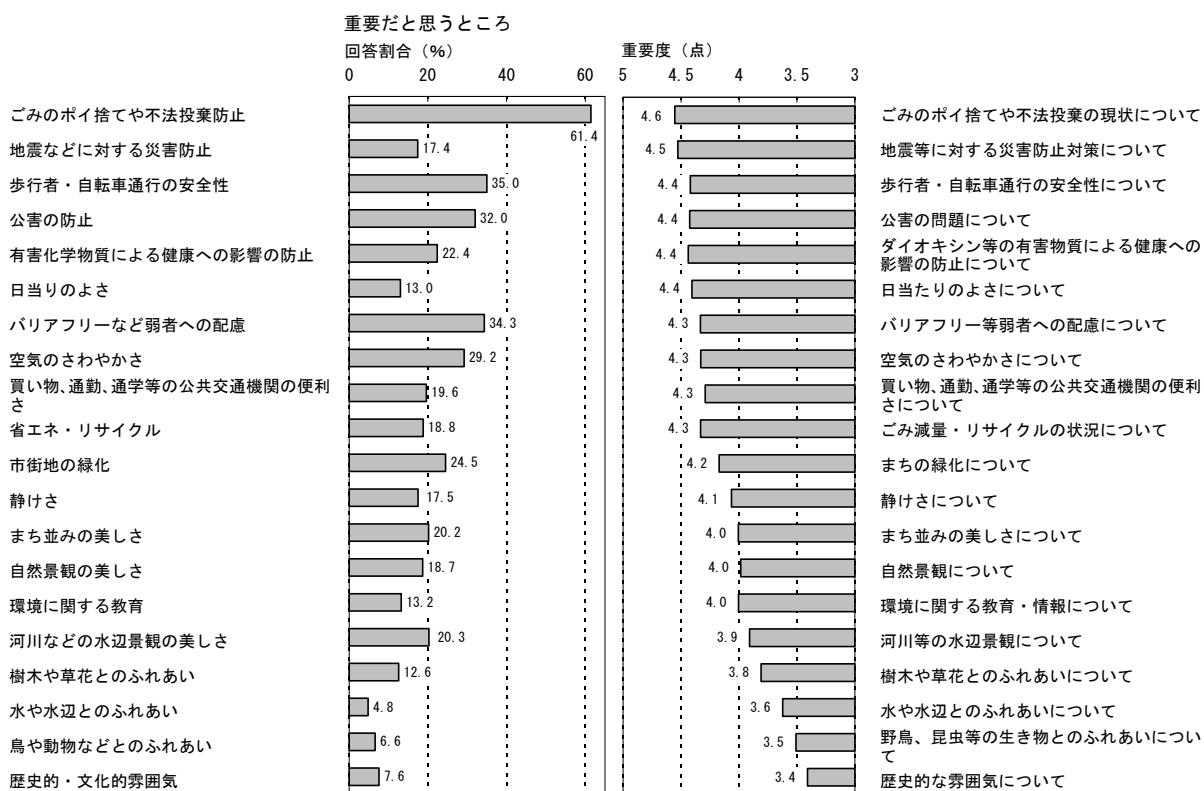
● 環境の満足度

重要度が高いのは、「ごみのポイ捨てや不法投棄の現状について」で4.6点、「地震等に対する災害防止対策について」が4.5点、「歩行者・自転車通行の安全性について」、「公害の問題について」、「ダイオキシン等の有害物質による健康への影響の防止について」、「日当たりのよさについて」がいずれも4.4点でした。重要度が低いのは、「歴史的な雰囲気について」で3.4点、「野鳥、昆虫等の生き物とのふれあいについて」が3.5点、「水や水辺とのふれあいについて」が3.6点でした。

重要度を、平成12年度に行った意識調査と今回(平成23年度)で比較しました。前回と質問の形式が変わり、そのまま比較はしづらいですが、前回は他の項目より目立って「ごみのポイ捨てや不法投棄防止」が高かったのに対し、今回は、重要度のばらつきが少なくなっています。

【前回(平成12年度)】

【今回(平成23年度)】



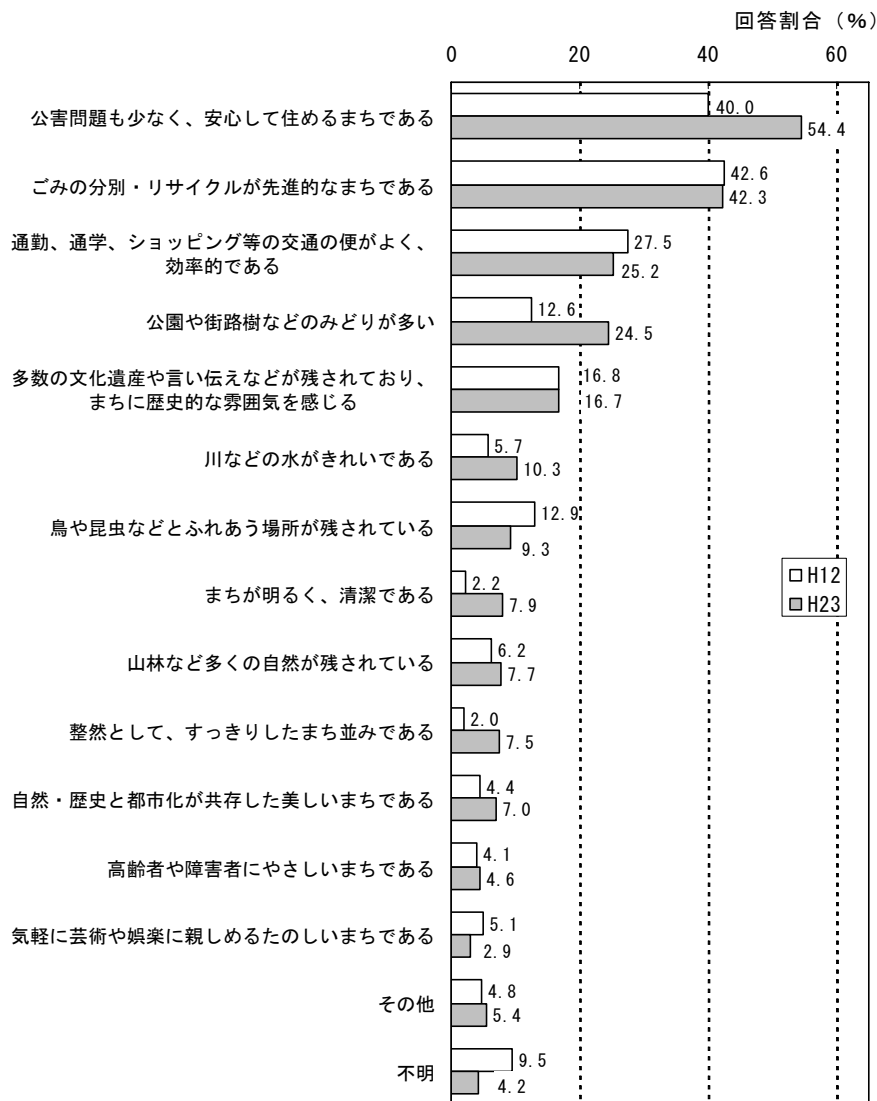
● 環境の重要度

$$\begin{aligned}
 \text{満足度・重要度} &= \{ (\text{「満足・重要」の回答数}) \times 5 + (\text{「やや満足・やや重要」の回答数}) \times 4 \\
 &+ (\text{「どちらともいえない」の回答数}) \times 3 + (\text{「やや不満・さほど重要ではない」の回答数}) \times 2 \\
 &+ (\text{「不満・重要ではない」の回答数}) \times 1 \} \\
 &\div (\text{回収数} - \text{不明数})
 \end{aligned}$$

2. 江南市の環境ですぐれているところと良くないところ

環境のすぐれているところは、「公害問題も少なく、安心して住める」が 54.4%で最も多く、次いで「ごみの分別・リサイクルが先進的である」が 42.3%、「通勤、通学、ショッピング等の交通の便がよく、効率的である。」が 25.2%でした。「その他」は、「あてはまるものがない」が多く、少数意見として、「静かである」、「水がおいしい」、「断水がない」、「治安が良い」などでした。

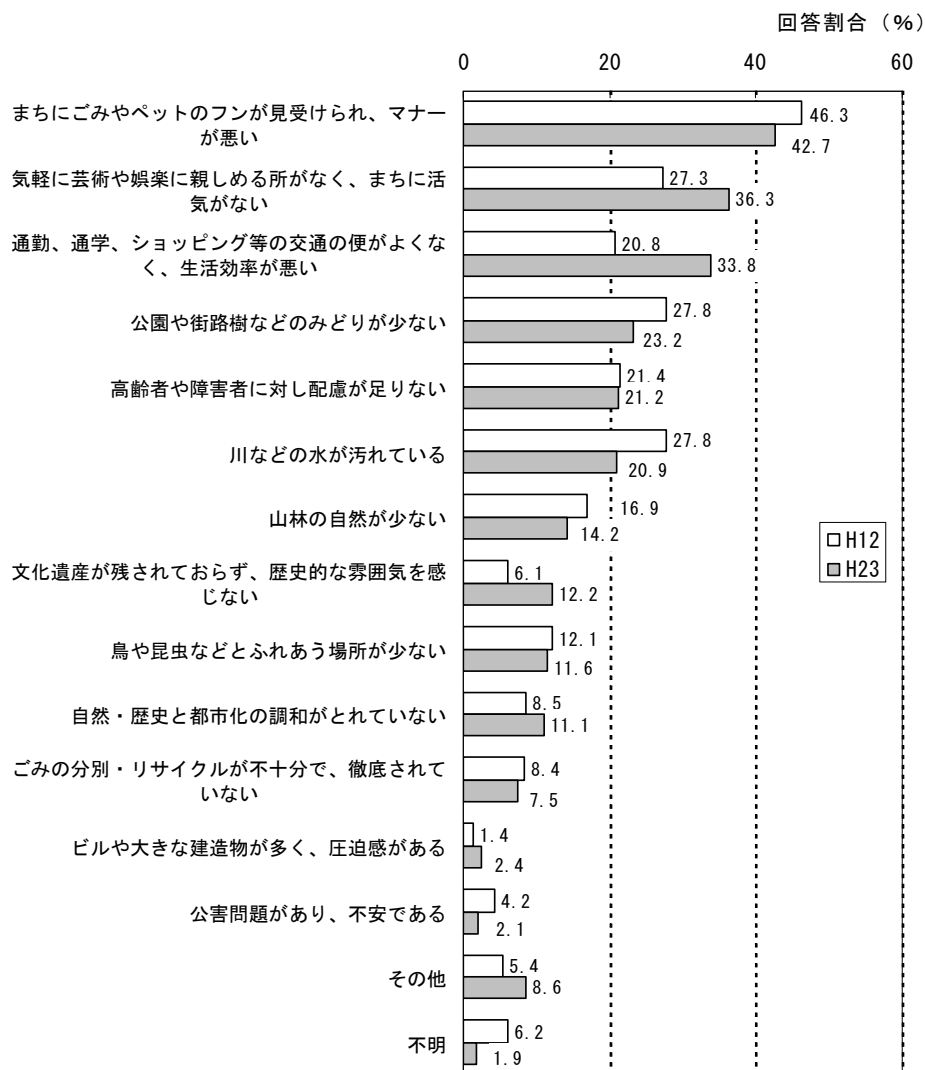
平成 12 年度に行った意識調査と今回(平成 23 年度)の比較をすると、「公害問題も少なく、安心して住める」、「公園や街路樹などのみどりが多い」の回答割合が高くなったことが目立ちました。



● 環境のすぐれているところ

環境の良くないところは、「まちにごみやペットのフンが見受けられ、マナーが悪い」が 42.7%で最も多く、次いで「気軽に芸術や娯楽に親しめる所がなく、まちに活気がない」が 36.3%、「通勤、通学、ショッピング等の交通の便がよくなり、生活効率が悪い」が 33.8%でした。「その他」は、多数意見として、「歩道・自転車道路が整備されていない」、「ごみの回収数が少ない・分別が大変」、「公園が少ない」、「下水の整備」などでした。

平成 12 年度に行った意識調査と今回(平成 23 年度)の比較をすると、「通勤、通学、ショッピング等の交通の便がよくなり、生活効率が悪い」、「気軽に芸術や娯楽に親しめる所がなく、まちに活気がない」の回答割合が高くなったことが目立ちました。



● 環境の良くないところ

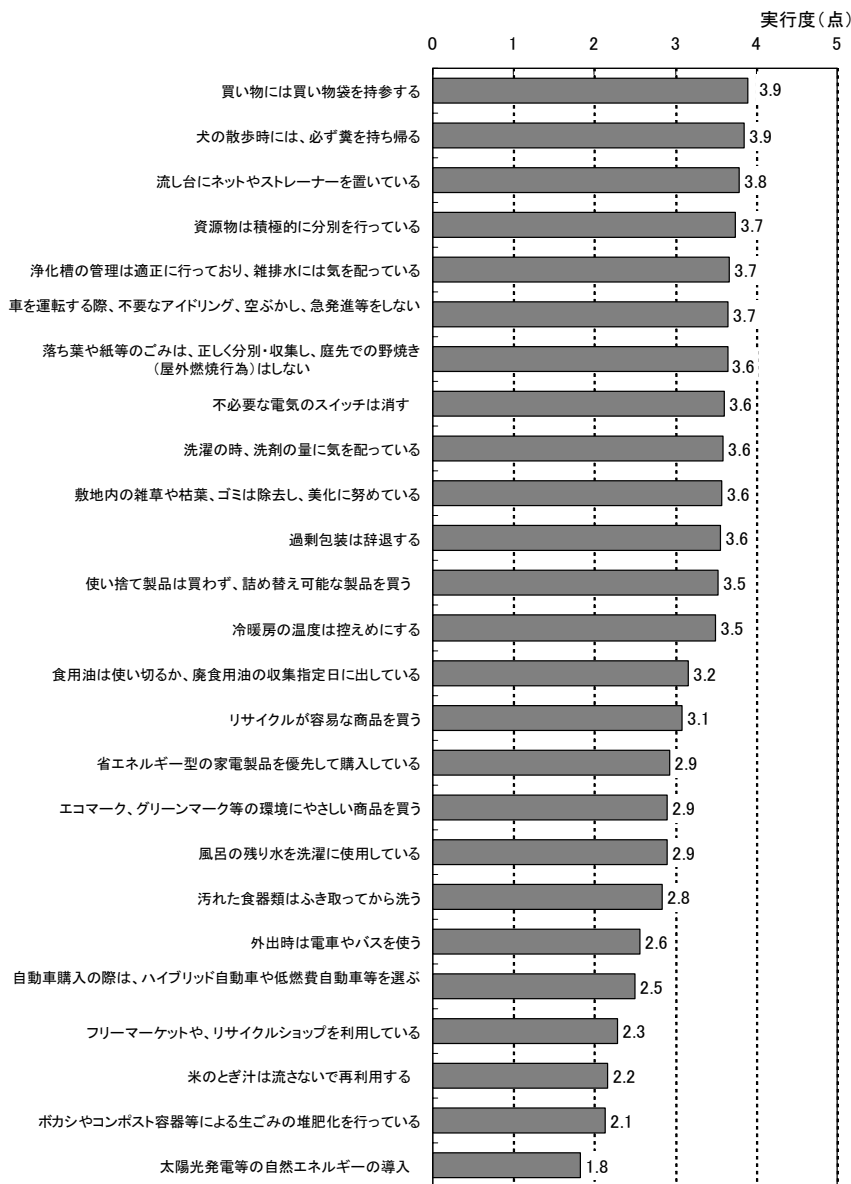
3. 市民の環境に配慮した行動の実行度について

市民の環境に配慮した行動の実行度(市平均)を以下に示します。

「常に実行」=4点、「時々実行」=3点、「今後実行する」=2点、「今後も実行しない」=1点として、各項目の取り組み度合いを得点化し、「実行度」として算出しました。

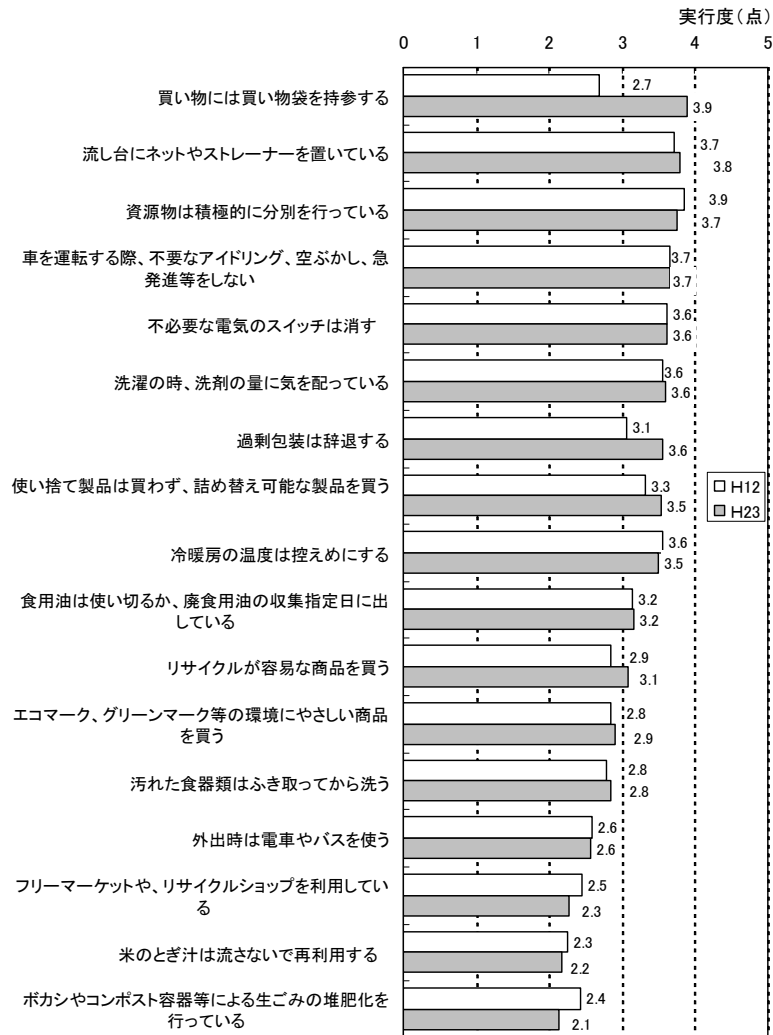
市民の環境に配慮した行動については、社会情勢の変化に合わせて平成12年度に行った意識調査からの設問の追加・変更が多いので、今回(平成23年度)の調査結果のみと、平成12年度と今回の調査結果の比較をそれぞれ示しています。

今回の調査結果のみを見ると、実行度が高いのは、「買い物には買い物袋を持参する」、「犬の散歩時には、必ず糞を持ち帰る」でいずれも3.9点、「流し台にネットやストレーナーを置いている」が3.8点となっています。実行度が低いのは、「太陽光発電等の自然エネルギーの導入」で1.8点、「ボカシやコンポスト容器等による生ごみの堆肥化を行っている」が2.1点、「米のとぎ汁は流さないで再利用する」が2.2点となっています。



● 環境に配慮した行動の実行度 (平成23年度)

平成12年度に行った意識調査と今回(平成23年度)の比較をすると、「買い物には買い物袋を持参する」、「過剰包装は辞退する」の実行度が高くなったことが目立ちます。



● 環境に配慮した行動の実行度（平成12年度との比較）

$$\begin{aligned} \text{実行度} = & \{ (\text{「常に実行」の回答数}) \times 4 + (\text{「時々実行」の回答数}) \times 3 \\ & + (\text{「今後実行する」の回答数}) \times 2 + (\text{「今後も実行しない」の回答数}) \times 1 \} \\ & \div \{ \text{回収数} - (\text{「該当しない」回答数}) - \text{不明数} \} \end{aligned}$$

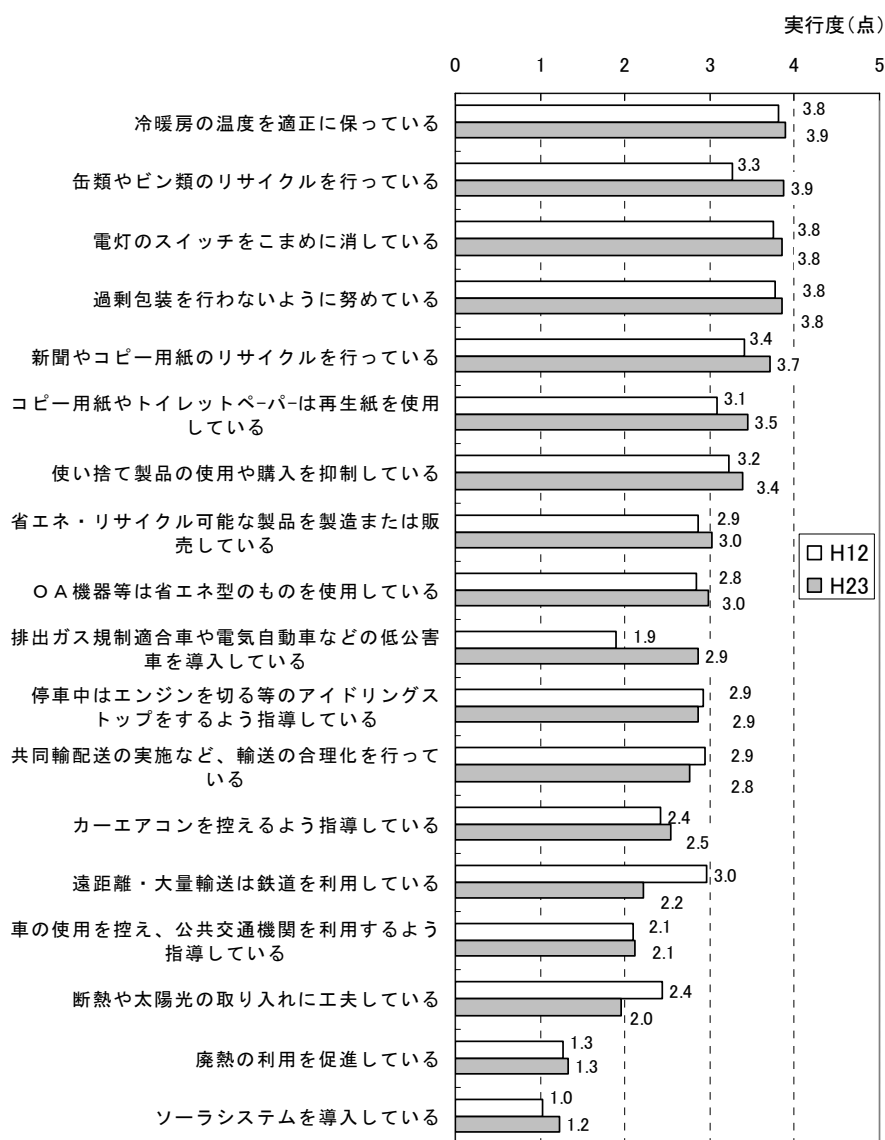
4. 事業所が取り組んでいる行動の実行度

事業所が取り組んでいる省エネ・リサイクルに関する行動の実行度を以下に示します。

「実行している」=4点、「今後2年以内に取り組む予定」=3点、「今後5年以内に取り組む予定」=2点、「現在予定していない」=1点として、各項目の取り組み度合いを得点化し、「実行度」として算出しました。

実行度が高いのは、「冷暖房の温度を適正に保っている」、「缶類やビン類のリサイクルを行っている」でいずれも 3.9 点、「電灯のスイッチをこまめに消している」、「過剰包装を行わないように努めている」がいずれも 3.8 点となっています。

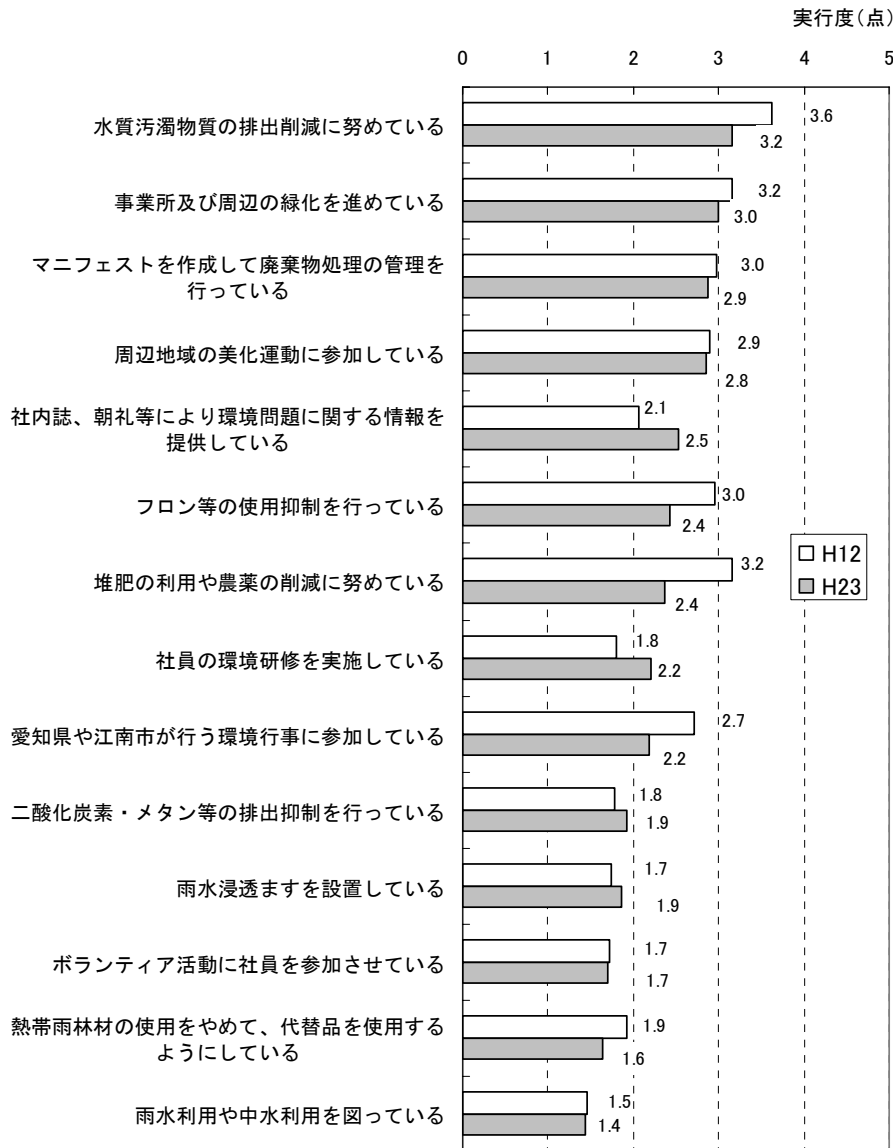
実行度が低いのは、「ソーラシステムを導入している」で 1.2 点、「廃熱の利用を促進している」が 1.3 点、「断熱や太陽光の取り入れに工夫している」が 2.0 点となっています。平成 12 年度に行った意識調査と今回（平成 23 年度）の比較をすると、「排出ガス規制適合車や電気自動車などの低公害車を導入している」、「缶類やビン類のリサイクルを行っている」の回答割合が高くなったことが目立ちました。



● 省エネ・リサイクルに関する行動の実行度（事業所）

社員教育・地球環境問題に関する行動について実行度が高いのは、「水質汚濁物質の排出削減に努めている」で3.2点、「事業所及び周辺の緑化を進めている」が3.0点、「マニフェストを作成して廃棄物処理の管理を行っている」が2.9点となっています。実行度が低いのは、「雨水利用や中水利用を図っている」で1.4点、「熱帯雨林材の使用をやめて、代替品を使用するようにしている」が1.6点、「ボランティア活動に社員を参加」が1.7点となっています。

平成12年度に行った意識調査と今回(平成23年度)の比較をすると、「社内誌、朝礼等により環境問題に関する情報を提供している」、「社員の環境研修を実施している」の回答割合が高くなったことが目立ちました。



● 社員教育・地球環境に関する行動の実行度（事業所）

$$\begin{aligned} \text{実行度} = & \{ (\text{「実行している」の回答数}) \times 4 + (\text{「今後2年以内に取り組む予定」の回答数}) \times 3 \\ & + (\text{「今後5年以内に取り組む予定」の回答数}) \times 2 + (\text{「現在予定していない」の回答数}) \times 1 \} \\ & \div \{ \text{回収数} - (\text{「あてはまらない」回答数}) - \text{不明数} \} \end{aligned}$$

用語集

【あ行】

アスベスト(石綿)

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物のこと。「せきめん」「いしわた」と呼ばれ、防音材、断熱材、保温材などで使用されたが、現在では、原則として製造などが禁止されている。アスベストは、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止などが図られている。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

遺伝資源

人間にとっての遺伝子の潜在的な有用性に着目して使われる言葉。

さまざまな生物の遺伝子は、独自の機能を持つものが多く、医学や生物工学などに応用すれば人間に有用となるものも含まれている。生物多様性条約では、生物多様性保全の一環として遺伝的多様性保全の重要性が指摘されており、人間にとっての有用性に関わらず保護を図るべきと考えられるようになってきた。

雨水浸透施設

雨水を地下に浸透させることにより、河川や水路への雨水の流出を抑え、浸水被害を緩和させる施設のこと。雨水浸透柵、浸透トレンチ及び透水性舗装がある。近年、市街化が急速に進み土地利用状況が大きく変化し、宅地をコンクリートで覆ったりしているため、以前よりも早くかつ一度にたくさんの水が河川や水路に流れ込み、浸水被害の原因になっている。

雨水貯留施設

雨水をいったん貯留し、河川や水路への流出を抑え、浸水被害を緩和させる施設のこと。屋根に降った雨水を貯留する雨水貯留槽がある。

ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称のこと。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。

エコマーク

「私たちが手で地球を守ろう」という気持ちを表した環境保全に役立つと認められる商品につけられるシンボルマークのこと。(財)日本環境協会が認定を行っている。

オゾン

放電、紫外線の照射などにより生じる臭気のある気

体で、酸化力が強く、光化学スモッグの原因物質である。人体への影響は、高濃度の時には気管支を刺激し、二酸化窒素の場合に似た毒性肺水腫をおこすおそれがある。

オゾンを高濃度に含んでいる地表から 20～25km の下部成層圏にある層をオゾン層という。オゾン層は太陽光に含まれる紫外線波長領域のなかで、生物にとって有害な波長領域を吸収する働きをしている。

近年、大気中に放出されたフロンやハロンなどのオゾン層破壊物質が下部成層圏で波長 200～220nm の太陽紫外線を受けて分解し、放出された塩素原子がオゾン分子と反応してオゾンを減少させている。特に極地上空のオゾンの濃度が希薄化し、いわゆるオゾンホールが出現している。

オゾン層破壊物質

フロン類である CFC(クロロフルオロカーボン)及び HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)ほか、ハロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、臭化メチルなどがある。

なお、フロン類のうち、HFC(ハイドロフルオロカーボン)はオゾン層破壊物質ではないが、非常に強力な地球温暖化物質である。

温室効果ガス

太陽から受ける日射エネルギーは、地表面に吸収されて地表を暖め、暖められた地表からは大気中に熱エネルギー(赤外線)が放出される。その赤外線が大気中に存在する特定の微量気体にいったん吸収されることにより、大気の温度が上昇する。このような作用をする大気中の微量気体を総称して温室効果ガスと呼ぶもので、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などがある。

【か行】

化石燃料

地殻中に埋蔵され、燃料として使用される天然資源のこと。一般には石炭、石油、天然ガスをいう。

河川愛護運動

河川の良い環境の保全・創出を積極的に推進するとともに、河川愛護思想の普及啓発を目的とした運動のこと。国土交通省では 7 月 1 日～31 日を河川愛護月間と定めている。

合併処理浄化槽

し尿と合わせて、台所や風呂などからの生活雑排水も一緒に処理することのできる浄化槽のこと。し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、環境への BOD 負荷の排出は約 1/8 に抑えられる。

家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法」のことであり、特定家庭用機器廃棄物の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図ることを目的としている。

家庭から排出される特定家庭用機器廃棄物のリサイクルシステムを確立するため、消費者が収集・運搬及び再商品化などの料金を負担し、小売業者は消費者から引き取り、製造業者などへ引き渡す義務を負い、製造業者などは再商品化など(リサイクル)する義務を果たすことを基本とし、このシステムの整備を進めるものである。現在、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の4製品が対象となっている。

環境家計簿

日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境に良い影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。家計簿で金銭に係わる家庭の活動を把握し記録するのと同じように、「環境家計簿」によって、金銭では表わせないものも含め、環境に係わる家庭の活動を把握しようとするものである。自らの生活を点検し、環境との関わりを再確認するための有効な試みである。

環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標のこと。

現在、環境基準は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について定められている。

環境基本法

公害対策基本法にかわって、平成5年(1993年)11月に新たに制定された環境に関する最上位法のこと。今日の環境問題に適切に対処していくためには、社会経済活動やライフスタイルを見直し、多様な手法を活用することが必要である。環境基本法は、こうした観点から環境政策を進めるための新たな枠組みとなるものである。また、国の環境基本計画を策定することが定められている。この法律に基づき、地方自治体で環境基本条例が制定されている。

環境自主行動計画

日本経済団体連合会が、温暖化対策と廃棄物対策に取り組むため、自主的にまとめた行動計画のこと。

主に産業部門の各業界団体が、その業種での地球温暖化の防止や廃棄物の削減等の環境保全活動を促進するため、自主的に策定する環境行動計画である。

環境への負荷

人の活動により環境に加えらるる影響のことであり、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものとして、「環境基本法」に定義されている。

環境マネジメントシステム

事業者などが、組織の活動や製品を通じて環境に与える負荷をできるだけ減らすため、環境保全に向けた目標及び方針に基づき、その取り組みを計画的に実行、管理するためのシステムのこと。環境管理システムとも

いわれる。ISO14000 シリーズは、企業などの組織が環境マネジメントを行うときの組織内システムのあり方を定めた国際規格である。

環境リスク

化学物質などによる環境汚染が、人の健康や生態系に好ましくない影響を与えるおそれ(可能性)のこと。リスクは、「発生の不確かさ」と「影響の大きさ」で評価される。

企業の社会的責任(CSR)

Corporate Social Responsibility。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー(利害関係者)全体の利益を考慮して行動すべきであるとの考え方であり、行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方のこと。

気候変動枠組条約

地球の気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼすことにならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とした条約のこと。平成3年(1991年)2月から政府間交渉会議が開かれ、平成4年(1992年)5月9日に採択された。わが国は平成4年(1992年)6月13日に署名、平成5年(1993年)5月28日に受託書を国連事務総長に寄託した。全体が26か条で構成される。平成5年(1993年)12月に締約国が50か国に達し、平成6年(1994年)3月に発効した。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(グリーン購入法)では、国などの機関にグリーン購入の取り組みを義務づけるとともに、地方公共団体、事業者、国民にもグリーン購入に努めるべきことを定め、また、事業者、民間団体、国が環境物品に関する適切な情報提供を進めることを定めている。

グリーンマーク

古紙を再生利用した紙製品につけられるマークのこと。(財)古紙再生促進センターが認定を行う。

クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称のこと。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表。

建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」のこと。建設工事の副産物のリサイクルを進めることを目的としている。

建築物などによる分別解体など及び再資源化などの義務づけ、分別解体など及び再資源化などの実施を確保するための措置、解体工事事業者の登録制度の創設、再資源化及び再生資材の利用促進のための措置などを定めている。

江南市戦略計画

平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間で、江南市が目指す地域社会づくりの目標と、その実現方策を示す計画として策定した計画のこと。よりよい地域社会づくりに向けて「地域経営の指針」と「行政経営の指針」の2つの機能をもつ総合計画として位置づけられる。

江南市地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定するものとされている。

市は平成 20 年度より計画を実行し、公共施設(市役所、保育園、小中学校など)で使用される電気・ガスなどや、公用車の利用などに伴い発生する温室効果ガスの排出量を把握し、平成 24 年度までに平成 18 年度比で 7%の削減を目指している。

COP

条約の締約国会議(Conference of the Parties)のこと。地球温暖化対策に関しては、COP3 は、平成 9 年(1997 年)12 月に京都で開かれた気候変動枠組条約第 3 回締約国会議のことを示し、COP17 は、平成 23 年(2011 年)12 月に南アフリカ共和国のダーバンで開かれた気候変動枠組条約第 17 回締約国会議のことを示す。

【さ行】

産業廃棄物

工場、事業場における事業活動などにより生じる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの 20 種類のこと。排出する事業者は、自らの責任で適切に処理する義務がある。

自動車リサイクル法

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」のこと。自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図ることを目的としている。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車を使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト(破碎された後の残りかす)等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金(再資源化預託金等)として自動車の所有者が原則新車販売時に負担することとなっている。解体業者などの関係事業者はすべて都道府県知事等の登録・許可を受けることが必要であり、各事業者間の使用済自動車の流通は一元的に情報管理される仕組みとなっている。

循環型社会

環境への負荷の低減を図るために、資源やエネルギーのリサイクル、リユースに配慮したシステムを有する社会のこと。わが国では、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる循環型社会形成推進基本法が平成 12 年6月に制定された。

浄化槽(グリストラップ)

レストランや食堂、給食センターなどの業務用厨房から排出される汚水を一旦集積し、油脂分を冷却凝固させ分離する設備のこと。

食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」のこと。食品製造業などから排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化を行い、飼肥料などの原材料としての利用を進めることを目的としている。再生利用や発生抑制、減量化の目標・方策などの基本方針に従い、製造、流通、外食などの食品関連事業者が基準に従い再生利用などに取り組む仕組み。食品廃棄物を飼肥料化する事業者の登録制度創設などによる再生利用促進も盛り込まれている。

新エネルギー

「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」のことで、具体的には、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電や、太陽熱、雪氷熱利用が該当する。「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において定義されている。

新戦略計画・愛知目標

生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)において採択された、ポスト 2010 年目標(2011-2020 年)のこと。「2020 年までに生態系が強靱で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」との趣旨の文言となった。

ストレーナー

液体から固形成分を取り除くために用いる網状の器具のこと。家庭用のボウル状のもの他、井戸や浄化槽にもついている。

生活雑排水

一般家庭などから出るし尿、水洗便所以外の排水のことで、台所・洗濯・洗面所排水を合わせた総称。

生活騒音

通常一般の生活行動に伴って、住居環境(住宅内及び住戸まわり)において発生するものをいう。たとえば、一般家庭のピアノやクーラーなどから発生する騒音、集合住宅でのバス・トイレの給排水音、自動車の空吹かしなどがこれに該当する。

生産緑地

市街化区域内の 500m²以上の農地(や公園など)で行政から生産緑地の指定を受けたもの。固定資産税が優遇され(宅地の数 100 分の1)、相続税が猶予される。

生態系

生物(植物、動物、微生物)とこれらを取り巻く非生物的要素(土壌、水、鉱物、空気など)とが物質循環やエネルギーの流れを通じて相互に作用し、ひとつの機能的な単位を成している複合体のこと。

【た行】

ダイオキシン類

平成 11 年(1999 年)7月に公布されたダイオキシン類対策特別措置法において、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニルと規定された。ごみの焼却などにより非意図的に発生する。

ダイオキシン類の毒性は、一般毒性、発がん性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。

代替エネルギー

化石燃料(石油燃料)の代わりとして考えられているエネルギーのこと。太陽電池、天然ガスなどクリーンエネルギーとして考えられている。

窒素酸化物

窒素と酸素の化合物の総称で、燃料その他の物質の燃焼にともなって発生する。大気中には多くの種類が存在するが、主に一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)が大気汚染に関係している。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグや酸性雨の原因の一物質でもある。

低公害車

従来に比べて、窒素酸化物、二酸化炭素といった大気汚染物質の排出や騒音の発生が少ない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車や、低燃費かつ低排出ガス認定車があげられる。

透水性舗装

道路や地表の舗装面上に降った雨水を、隙間が多い舗装材の特質を利用して地中に浸透させる舗装工法(舗装帯の貯留と路床の浸透能力によって、雨水を地中へ浸透)のこと。主に都市部の歩道などに使用される例が多く、地下水の保全・かん養、街路樹の育成及び雨水流出抑制などの効果がある。

都市・生活型公害

従来の産業に起因する公害ではなく、都市化の進展や生活様式の多様化によって環境への負荷が高まることにより生じる公害のこと。自動車の騒音や排ガスによる大気汚染、生活雑排水の流入による都市内河川汚濁、近隣騒音、廃棄物の増加などがある。

土壌汚染

有害物質(重金属、有機溶剤、農薬、油など)により土壌が汚染されること。汚染された土壌を直接摂取したり、汚染された土壌から有害物質が溶け出した地下水

を飲用することなどにより人の健康に影響を及ぼすおそれがある。

【な行】

二酸化窒素

石油、ガスなどの燃料の燃焼にともなって発生し、工場、自動車などが主な発生源である。人の呼吸器系に影響を与えるだけでなく、光化学反応により光化学オキシダントを生成する原因物質のひとつとなる。

【は行】

廃熱

自動車のエンジンや、ボイラーなどから排出され、使われない熱のこと。

バリアフリー

高齢者や障害者などの生活や活動に不便な障害を取り除くこと。階段に手すりを設置する、スロープを設ける、通路の段差をなくすなどがあげられる。

びー・でいー・しー・えー

P D C A サイクル

Plan/Do/Check/Action の頭文字を揃えたもので、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→見直し(Action)の流れを次の計画に活かしていくプロセスのこと。

浮遊粒子状物質

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じんなどの微粒子のうち粒径が 10 ミクロン(1cm の 1000 分の1)以下のもの。

フロン

正式にはクロロフルオロカーボンといい、炭化水素にフッ素と塩素が結合した化合物の総称。極めて安定な物質で、電子部品の洗浄剤、冷蔵庫などの冷媒、発泡剤などに広く用いられている。大気中に放出されると、オゾン層を破壊し、地上に到達する紫外線を増加させるといわれている。

放射性物質

放射性物質とは、放射線を出す能力(放射能)がある物質のこと。放射線は光のようなもので目には見えず、物質を通り抜ける性質や原子を電離する性質を持っている。

また、放射性物質が放射線を出す能力(放射能)を表す単位はベクレル(Bq)といい、放射線を受けることによる人の体への影響を表す単位はシーベルト(Sv)という。

【ま行】

水循環

水は、地表面から蒸発して霧や雲となり、降雨となって地表面に達した後再び地表面や植物の葉面もしくは水面などから蒸発散する循環経路を通る。それ以外にも、降雨が地表面に達したあと河川となり、流下して海に流出したり、地表に達した後に地下に潜る水もあり、水の循環のしかたは非常に複雑で変化に富んでいる。水循環とは、このような水の流れる経路や水量をまとめてとらえたもので、水によって運ばれる物質(たとえば、水質を悪化させる汚濁物質など)も含めて考える。

緑のカーテン

つる性植物を窓の外に這わせることで、日差しを和らげて、室温の上昇を抑えてくれる自然のカーテンのこと。葉の気孔からの水分蒸発により、体感温度も下がるといわれている。

【や行】

容器包装リサイクル法

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」のこと。平成7年(1995年)に公布され、平成9年(1997年)に改正された法律。平成12年(2000年)に全面施行された。

増大する一般廃棄物のなかで、相当部分を占めている容器包装について、再生資源としての利用を図るために市民(排出抑制)、事業者(再商品化などの促進)、行政(分別収集の実施)それぞれの役割を示し、さまざまな規定を設けている。

江南市民憲章

わたしたちの江南市は、木曾の清流にはぐくまれた広やかな濃尾平野の北部にあり、伝統にかがやく産業と文化のまちです。

わたしたちは、この江南市を愛し、市民であることに誇りと責任をもっています。

このまちを、さらに明るく住みよい豊かなまちへの願いをこめてこの憲章を定めます。

私たち、江南市民は、

1. 自然を愛し、美しいまちにしましょう
1. 心のかよう、温かいまちにしましょう
1. 健康につとめ、明るい豊かなまちにしましょう
1. きまりを守り、住みよいまちにしましょう
1. 教養を深め、文化の高いまちにしましょう

第二次江南市環境基本計画

平成24年3月

発行 愛知県江南市

編集 生活産業部環境課

〒483-8701 江南市赤童子町大堀 90 番地

電話(0587)54-1111(代)
